

○ 学校教育法施行令第二十三条の二第一項第四号の規定による分野を定める件

(平成十七年三月三十一日
文部科学省告示第五十一号)

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十三条の二第一項第四号の規定により、文部科学大臣が定めることとされた分野について次のように定め、平成十七年四月一日から施行し、平成十五年文部科学省告示第四十号(学校教育法施行令第二十三条の二第一項第五号の規定による分野を定める件)は、平成十七年三月三十一日限り、廃止する。

医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る分野

○ 学校教育法施行令第二十三条の二第一項第六号の規定による分野を定める件

(令和元年十月三十一日
文部科学省告示第九十六号)

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十三条の二第一項第六号の規定により、文部科学大臣が定めることとされた分野について次のように定め、令和三年四月一日から施行する。

法曹の養成に係る分野